

代理店賠償責任保険(日本代協新プラン) 説明会

「代理店賠償(日本代協新プラン)説明会」のご案内

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

ご高承のとおり、本年5月にいよいよ改正保険業法が施行され、募集人の義務として、「意向把握義務」及び「情報提供義務」、代理店の義務として「体制整備義務」が課されます。特に代理店への体制整備義務及び、今後考えられる保険会社から代理店に対する「求償権行使の義務付」の可能性などを勘案すると、代理店賠償責任保険の重要性は、さらに増してくるものと思われま

す。説明会では代理店賠償(日本代協新プラン)の引受内容はもちろんのこと、代理店におけるコンプライアンスはどのようなものなのか? 代理店のうっかりミスや説明不足等の場合、法律上の賠償責任はどうなるのか? 保険会社との責任関係はどうなるのか?

また、事故の具体的な事例もいくつかご紹介いたします。

[日時]	平成28年2月12日(金)	午後3時30分~5時
[場所]	千葉県青少年女性会館	千葉市稲毛区(穴川インターより1分)
	千葉県青少年女性会館 H/P 参照	www.seishoukyou.biz-web.jp/com/access.html
[定員]	30名	
[説明者]	千葉代協今西企画環境委員長・宮澤事務局長(前エース損保日本代協新プラン講師)	
[受講料]	無料	
[照会先]	043(307)8220(千葉代協事務局)	

お申込みは下記にご記入の上、FAXして下さい。(締切日2月10日)

参加します

不参加

資料の送付を希望します

代理店名:	TEL:
参加者名:	FAX:
住所:〒	
代申会社名	

千葉代協事務局 FAX 043-307-8223

支部記入欄

支部名	支部長名
-----	------

代理店賠償責任保険（日本代協新プラン）の概要

[商品のしくみ] 簡便な保険

この保険は、一般社団法人日本損害保険代理業協会(以下「日本代協」という)を契約者とし、代協正会員である代理店を被保険者とする団体契約です。

団体契約は募集人の数で保険料を算出できるシステムで非常に簡便な保険になっています。

[補償内容]

- ・ 保険業法第 283 条第 3 項により、保険会社から求償された場合の賠償責任
- ・ 民法第 1 条による信義則違反による賠償責任
- ・ 謂われなき賠償請求に伴う訴訟費用
- ・ その他(受託財物、施設賠償責任、個人情報漏えい見舞金費用) など

[保険期間] 10月1日から1年間とします。

中途加入は、月初から9月30日までの短期契約となります。

[補償金額]

項 目	支払限度額・保険金額		
	1 事故につき		保険期間中支払限度額
代理店賠償責任 保険金など	合算して 1 億円	免責金額 5 万円 (フランチャイズ方式)	合算して 3 億円
争訴費用保険金	2,000 万円	免責金額なし	6,000 万円
個人情報漏えい見 舞金、費用保険金 (見舞金 500 円/1 被害者につき)	500 万円		500 万円

[保険料] 低廉な保険料

団体割引 30%(約 1 万代理店が加入)と日本代協会員の優秀性(長年にわたり、低損害率を維持している)を勘案して 60%割引と、基本保険料に対して 72%割引と低廉な保険料であり、募集人数による合理的な保険料体系となっています。

保険募集人	年間保険料(注)
3 名の場合	14,000 円
6 名の場合	19,000 円
12 名の場合	29,000 円

(注)損害保険トータルプランナーが在籍の場合には、さらに割引が出来ます。